

Ⅱ 主要施策の推進目標と推進方策

1 多様な担い手（人材）の育成

< 達成指標 >

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
新規就農者数	10名/年	55名(令和4～7年度累計)

< 現状認識 >

令和2年の個別経営体数は平成27年の78%に減少していますが、組織経営体数は120%と増加しています。個別経営体の年齢階層は70歳代で39%、50歳代が7%、50歳未満が6%であり、現状のままでは急速な高齢化と経営体数の減少が予測されます。

また、経営耕地面積は年間2%弱の割合で減少しており、5ha未満規模の経営体数は5年で80%に減少しています。一方、10ha以上の経営体数は増加傾向にあります。

このような中、令和元年度に設立された長生農業独立支援センターでは、人材の確保のため、就農相談、研修先の紹介等新規就農前後のサポートにワンストップで対応しており、新規就農者は、毎年20名前後誕生しています。品目としてはネギが最も多く、次いで、トマト、玉ねぎ、レンコンといった地域の主力品目が生産されています。近年はイチゴに取り組む新規就農者も現れています。

また、地域農業の中心的担い手である認定農業者は358名、指導農業者は25名で、農業者は12名となっています。4Hクラブ員は9名、女性グループのアグリライフ長生が27名、若手女性グループの「ひなたぼっこ」が8名で、それぞれで活動が行われています。

近年、水田主体の地域では、中心的な担い手が不在なところも見られ水田営農の将来への不安から集落営農への意識が高まっています。営農の組織化を目指す集落では、組織化、法人化を進めています。しかし、中には地域内の担い手が不在になり、地域外からの耕作者に頼らざるを得ない地域も出てきています。

森林・林業では、林業事業体の経営規模が小さく、生産効率や収益性が低いため、雇用・労働条件が他産業に比べて厳しい状況にあり、林業事業体の経営基盤を強化する必要があります。

また、手入れの行き届かない森林が増えており、地域住民や市民活動団体等、多様な人材の参画を得て、県民の財産でもある森林を守り育てていく必要があります。

＜ 主な取組 ＞

（１）地域農業の担い手の確保

ア 推進目標

新規就農者や新規参入者、雇用就農者を確保・育成するとともに、農業経営体の継承を進め、農産物の出荷体制の確保や地域営農の維持を図ります。

また、各市町村、J A長生等関係機関と連携して、研修や相談会等を通じて地域ネットワークの構築を支援します。

さらに、新規就農希望者については、長生農業独立支援センターと連携して、各市町村の特産物を中心とした営農品目をメニュー化し選択できるようにして、希望者の円滑な就農と地域とのマッチングを図ります。

イ 推進方策

- ① 新規就農希望者への相談や営農定着のための支援
- ② 農業次世代人材投資事業の活用支援
- ③ 新規就農青年の把握と研修参加の呼びかけ
- ④ 農業経営体育成セミナー等による青年農業者の育成
- ⑤ 事業継承（経営継承）に対する支援

（２）優れた経営体の育成

ア 推進目標

農業経営体の育成・発展を図るために、青年農業者、定年帰農者等農業経営体の技術・経営向上を図ります。

中心となる経営者については、財務改善、経営規模の見直し、雇用環境整備や労力導入、労働力の調整などを行うことで、経営発展を進めます。また、女性農業者の活動を支援し、経営体の発展を促します。

さらに、必要に応じて外部の専門家と連携し、高度な経営課題の解決に取り組む経営体を支援します。

地域農業の担い手である認定農業者や実質化された「人・農地プラン」における中心的経営体に対しては、農地中間管理事業等を活用し、農地の利用集積・集約を進めて経営基盤の一層の強化を図ります。

イ 推進方策

- ① 経営体の経営向上の推進
- ② 女性農業者の育成
- ③ 農業士・指導農業士の確保と活動支援
- ④ 集落営農を担う人材の育成
- ⑤ 農地の利用集積・集約等の推進による経営基盤の強化

(3) 森林・林業を支える多様な人材の確保・育成

ア 推進目標

作業コストの縮減や資源情報等を活用した業務の効率化・負担軽減など、林業普及指導員による林業技術の改善等に向けた支援を進め、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を促進します。

また、里山の保全や海岸県有保安林の再生を図るため、森林所有者や市民活動団体等に対して、安全管理の徹底や計画的な森林整備の実施など、林業技術の改善等の支援を進めるとともに、地域住民や企業、市民活動団体等が行う森林整備活動を支援します。

イ 推進方策

- ① 林業事業体の経営の安定化と育成
- ② 多様な人材の確保・育成

2 長生地域の生産振興

(1) 施設野菜産地の維持強化

〈 達成指標 〉

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
指定野菜産地出荷量 ※	3,580 t	5,682 t

※ 指定野菜産地出荷量 夏秋トマト 冬春トマトの出荷量の合計

〈 現状認識 〉

施設野菜は、海に面した一宮町、長生村、白子町で、トマト、メロン、キュウリ、葉物野菜、葉ねぎなどが栽培されています。

このうち最も生産量が多い大玉トマトでは、いくつかの作型を組み合わせた周年栽培が行われており、共同集出荷施設であるJAグリーンウェーブ長生を介して出荷され、県内最大規模の産地となっています。また、養液栽培が盛んなことも長生地域の特徴で、環境制御技術を導入した大規模な施設で栽培が行われています。

しかし、近年は高齢化の進展による生産者の減少、天候不順に伴う生理障害の発生、台風による施設損壊やタバココナジラミが媒介するトマト黄化葉巻病の多発などにより、生産量が減少傾向となっています。また、価格が低迷していることもあり、所得が減少傾向にあり、経営の安定を図るため施設の規模拡大や強靱化、病害虫対策の確立などの対策が求められています。

メロン、キュウリはトマトと組合せた作型で栽培されています。葉物野菜、葉ねぎは養液栽培で、トマトと同様に周年出荷が行われています。さらに、イチゴ栽培は海岸地域に限らず、長生地域に点在しており、イチゴ狩りや直売、加工品の販売などが行われています。

〈 主な取組 〉

ア 担い手育成と生産基盤の整備

(ア) 推進目標

施設野菜では、JAグリーンウェーブ長生で集荷調整される大玉トマトを中心に、メロン、葉物野菜、イチゴ等、担い手の経営発展と産地の維持を図ります。

台風による被害が生じ、また、ハウスの老朽化が進む中、施設を維持していくため、既存施設の改修と施設の整備を推進し、施設園芸産地の維持

強化を図ります。

(イ) 推進方策

- ① 若手生産者による生育調査などの組織活動の実施と調査結果の共有等の支援や、産地のモデルとなる経営体の育成
- ② 各種補助事業・制度資金等を活用した施設・機械等の導入による経営基盤の強化

イ 生産性の向上と省力化技術の推進

(ア) 推進目標

近年、トマト黄化葉巻病をはじめとした病害虫の発生や夏期の高温による生理障害等により収量が不安定なため、病害虫対策や生産技術・経営管理技術の向上を支援します。また、統合環境制御技術をはじめとしたスマート農業技術の導入を進め、生産性の向上、省力化を推進します。

なお、取組で得られた成果の波及に努めるとともに、メロンなどの他品目や、系統外出荷者への支援に活用します。

また、増大する台風等自然災害に対し、事前・事後対策の徹底を図るとともに、被災経営体の早期再建を支援します。

(イ) 推進方策

- ① 病害虫対策技術等の確立による生産性の向上支援
- ② スマート農業の導入と活用推進
- ③ 台風等自然災害に対する対策の徹底と早期再建・経営支援



(2) 露地野菜産地の維持強化

〈 達成指標 〉

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
指定野菜産地出荷量	2, 4 4 5 t	3, 0 0 3 t

※ 指定野菜産地出荷量 秋冬ねぎ、たまねぎの合計

〈 現状認識 〉

露地野菜は、水稻経営の複合品目として営まれており、主に、茂原市を中心とした長ネギの栽培をはじめ、白子町ではタマネギ、長南町ではレンコンの栽培が行われています。家族経営が主体となっており、生産者の高齢化の進展や担い手の不足などにより、多くの品目で作付面積の減少が進んでいますが、新たに栽培を開始する生産者が見られます。また、台風や異常気象の影響及び病害虫の発生により、品質の低下や生産量の減少が生じています。

ネギについては、新規就農者や水稻生産者等、さまざまな担い手が新たに栽培に取り組んでおり、生産者数は維持されていますが、新規生産者は栽培技術の面で篤農家に及ばないこともあり、作付面積、生産量は減少しています。一方、技術や労働力不足を補完するため、育苗委託や出荷調整施設が活用され始めています。

白子町のタマネギは、マスメディアでも取り上げられることも多く、関係者だけでなく一般家庭にも知名度が高まりつつあります。ほとんどが新タマネギとして、5月末までの時期に市場出荷や庭先直売されています。近年は、機械化を進める1ha以上の大規模経営体が見られます。

レンコンについては、生産者数は減少していますが、若手新規参入者や定年帰農者が数名います。

さらに、水田裏作でのブロッコリー等や直売所向けの野菜の生産が行われています。

〈 主な取組 〉

ア 担い手の確保と育成

(ア) 推進目標

出荷組織や関係機関と協力して、新規就農者や定年帰農者、複合経営の新規部門としての栽培など、多様な担い手の確保を進めます。

また、生産技術や経営の向上を支援して、産地を担う多様な担い手の育成、定着を支援します。

(イ) 推進方策

- ① 出荷組織や関係機関と連携した多様な担い手の確保
- ② 生産技術及び経営向上による担い手の育成と定着支援

イ 経営の安定化と産地の維持

(ア) 推進目標

労働力不足を補完し規模拡大を推進するために、スマート農業や省力化機械の導入を進めます。また、病害虫に対応する生産技術の導入や台風等自然災害への対策を徹底します。

特に、ネギについては、作付面積を拡大するために、出荷調整施設の利用や作業受委託体制を整備するとともに出荷規格の見直しを行います。

また、タマネギについては、省力化機械の利用推進による栽培面積の拡大を進めるとともに、共撰出荷では選果選別を強化して品質の向上を図ります。

レンコンについては、生産技術の向上及び出荷組合の活動を支援します。

これらにより、生産量の増加と品質向上を図り、経営の安定化及び産地の維持・拡大を推進します。

(イ) 推進方策

- ① 規模拡大や省力化を目指した技術の導入支援
- ② 生産量増加と品質向上による経営の安定化と産地の維持拡大
- ③ 計画的な生産と消費者ニーズに応じた出荷規格の確立による販路拡大



(3) 果樹・花き産地の維持強化

〈 達成指標 〉

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
日本なしの改植面積	—	4.5ha

※ 目標値は、「2021年第12次千葉県果樹農業振興計画」より、長生地域の日本梨の栽培面積と千葉県改植面積の比率により案分。

〈 現状認識 〉

一宮町は、千葉県内一の日本なしの早出し産地であり、光センサーによる厳正な選果で良品質な「ながいき」ブランドとして有利販売に繋がっています。一方で、老木化や生産者の高齢化、後継者不足により生産量は減少しています。さらに、近年の温暖化、梅雨期の大雨、台風等が生育環境に大きく影響し、露地幸水の小玉化や豊水のみつ症の発生等、生産力が低下しています。

直売を中心としたイチジク生産者が点在するほか、ブルーベリー等の新品目の生産者が増えつつあります。

花きについては、シクラメン・ばら・球根切り花等の施設花き経営と、小菊等の露地花き複合経営が行われていますが、販売価格や消費の低迷に加え、資材・燃料費の高騰を受け、所得が減少しています。

施設花きでは、生産者の高齢化が進み、技術継承や施設の拡大・改修などが必要となっている中、一部に若手生産者が現れてきています。

露地花きでは、労力不足等が原因で生産量や品質が不安定になっています。

また、近年の台風や異常気象に対応するため、病虫害対策や施設の強靱化などが必要となっています。

〈 主な取組 〉

ア 改植などによる果樹生産の維持

(ア) 推進目標

日本なしについては、関係機関と連携して、新規就農者等の担い手の確保・育成を進めます。また、改植の推進や温暖化に対応した品種更新を検

討し、生産量の維持を図ります。さらに、担い手への園地の流動化を進め、経営基盤を強化します。農福連携等多様な人材の確保を進めるとともに、労働力不足の対策としてスマート農業の導入を図ります。

イチジクやブルーベリー生産者への栽培技術支援を行います。



(イ) 推進方策

- ① 関係機関との連携した新規就農者等の確保と育成
- ② 改植の推進と生産技術の向上による生産量の確保
- ③ 担い手への園地の流動化や温暖化に対応した品種の検討
- ④ 農福連携等多様な人材の確保や労力補完システムの利用促進

イ 収量増加と品質向上による花き経営の安定化

(ア) 推進目標

技術の継承により、担い手を育成します。また、IPM技術などの新技術導入により生産技術の向上を図るとともに、若手生産者を中心に、施設の改修や機械の導入を推進し、収量が安定して確保できる経営を目指します。

夏の高温など異常気象への対策など生産技術改善を支援し、品質の高い花き生産を進めることで販路の確保を推進します。さらに、労働力不足を補う省力化技術を推進し、花きの生産量の向上及び経営の安定化を目指していきます。

(イ) 推進方策

- ① 技術の継承による担い手育成
- ② 新技術の導入や生産技術の向上による経営発展
- ③ 老朽化した施設の改修及び機械の導入による経営支援
- ④ 収量・品質安定化による消費者ニーズに応じた販路先の確保
- ⑤ 省力化技術を活用した生産性の向上及び経営の安定化



(4) 農産の生産基盤強化

< 達成指標 >

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
飼料用米多収品種の10a当たり収量	平均地域単収 中山間地域 511kg 平坦地域 565kg	平均地域単収 中山間地域 540kg 平坦地域 595kg

※中山間地域（睦沢町、長柄町、長南町）、平坦地域（茂原市、一宮町、長生村、白子町）

< 現状認識 >

長生地域は中山間地域と平坦地域に大別でき、いずれも稲作が地域農業の核となっています。中山間地域では特に水田の割合が高く、長南町、睦沢町を中心に多くの集落営農組織が存在します。平坦地域は、温暖な気候を生かした施設園芸と稲作の複合経営が盛んです。

また、落花生は、たまねぎの裏作として栽培され、大豆、小麦、ソバは一部の集落営農組織で生産されています。

主食用米の価格下落が続く中、新規需用米(飼料用米、WCS用稲等)が生産されていますが、作付け条件が厳しいところもあり収量が伸び悩んでいます。

また、近年の気象変動により、作付面積の約6割を占めるコシヒカリでは、育苗期の高温による細菌病の多発、暖冬により越冬するスクミリンゴガイが増えたことによる被害の拡大、登熟期の高温による乳白米の増加、台風による倒伏など、品質や収量の低下が問題となっています。

一方で、薬剤散布用ドローンや直進アシスト田植機等のスマート農業機械、全量元肥一発肥料、フレコンバックによる出荷など省力化技術の導入が進んでいます。

農地の集積等については、高齢化の進展や後継者不足、機械設備の老朽化等により、大規模経営体や集落営農組織への集積が進んでいるものの集約は進まず、小規模区画水田では耕作放棄地となってしまう傾向があります。

また、大規模経営体や集落営農組織でも、現在の機械設備や労働力では受託できる面積が限界状態にきており、規模拡大することで単収が低下するケースがみられます。

種子生産については、長南町主要農作物種子生産組合が「ふさのもち」「ふさおとめ」「コシヒカリ」の3品種を生産しています。近年は

生産農家が減少し、生産量減少が懸念されています。

〈 主な取組 〉

ア 担い手育成・農地集積

(ア) 推進目標

大規模生産者や集落営農組織を中心に、経営管理と栽培技術の向上を図り、地域の水稻生産を担う農業経営体を育成します。

併せて、「人・農地プラン」の実質化を進めるとともに、農地中間管理事業、機構関連事業等を活用し、担い手への優良農地の集積・集約を推進します。小規模区画水田等を含めた規模の拡大が経営効率の低下を招かないよう、適切な経営規模への見直しを進めます。

また、農業用水の安定的な確保を図るため、両総茂原南地区及び両総茂原西部地区の農業水利施設整備を進めます。

さらに、地域で守るべき農地や水路等の保全活動など多面的機能支払交付金制度を活用した取組についても、関係機関と協議して進めていきます。

(イ) 推進方策

- ① 担い手、集落営農組織の育成及び経営安定支援
- ② 「人・農地プラン」の実質化、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約の推進
- ③ かんがい排水事業を活用した農業水利施設の整備
- ④ 機構関連事業(農地耕作条件改善事業)を活用した生産基盤整備
- ⑤ 営農組織の経営安定に向けた専門家との連携支援
- ⑥ 多面的機能支払交付金制度の活用推進

イ 需要に応じた生産の推進

(ア) 推進目標

米価の変動や自然災害などのリスクに対応し、需要に応じた米の生産を推進するため、飼料用米を中心とした新規需要米や飼料作物、高収益作物等の生産による収益性の向上、経営所得安定対策の加入を進めるとともに、収入保険制度などセーフティネット制度への加入を推進し、水稻生産者の所得の安定化を図ります。

(イ) 推進方策

- ① 新規需要米等の推進
- ② 畜産農家等と連携した飼料作物の推進
- ③ 「水田収益力強化ビジョン」に基づく麦・大豆・高収益作物の導入
- ④ 飼料用米多収品種導入の推進及び栽培指導
- ⑤ 経営所得安定対策、収入保険制度への加入推進

ウ 省力化技術の導入

(ア) 推進目標

担い手不足の補完や作業の効率化を図るため、スマート農業や省力・低コスト化技術を検証し、導入を推進していきます。

(イ) 推進方策

- ① ドローンなどのスマート農業機械導入の推進
- ② 省力、低コスト化技術の導入推進

エ 気象変動に強い米作り

(ア) 推進目標

地域の気候、風土に適した作付品種の選定と安定生産を図ります。
新規需要米への転換により、数年後の米需要に見合った、主食用と飼料用米品種の作付体制を備えます。

(イ) 推進方策

- ① 品種ごとの特性に応じた基本栽培技術の励行
- ② 耐倒伏性、高温不稔耐性品種等の導入による品質・収量の安定化
- ③ 新規需要米等への転換に柔軟に対応できる体制の整備

オ 水稻種子生産の安定供給

(ア) 推進目標

水稻優良種子の安定供給に向けて生産体制の見直しを図ります。
混種防止対策のための生産管理工程の徹底と、適切な種子生産栽培技術の励行を図ります。

(イ) 推進方策

- ① 種子の安定供給に向けた生産・供給体制の再整備
- ② 種子栽培技術の励行と生産工程管理の徹底



(5) 畜産の生産基盤強化

〈 達成指標 〉

項 目	現状 (令和3年度)	目標 (令和7年度)
自給飼料の利用面積※	45.8ha	52ha

※ 長生農業事務所調べ。毎年約1.5ha増

〈 現状認識 〉

畜産は、酪農が中心で、令和3年4月現在、戸数22戸、飼養頭数951頭となっていますが、近年では、担い手の高齢化などによって戸数、飼養頭数ともに減少しています。

飼料用とうもろこしやソルガムなどの生産は減少傾向にありますが、コントラクターを中心に稲WC S等の飼料生産が行われ、地域の酪農家に供給されるなど利用が拡大しています。しかし、依然として飼料の多くは、価格の高騰が続く輸入に頼っている状況です。

そのため、経営基盤の維持や強化には、飼料となる飼料用米などの確保とともに家畜の能力を最大限に生かした飼養管理技術や、優良後継牛の確保などによる生産力の向上が必要です。さらに、担い手の高齢化の進展や新型コロナウイルスの流行等に伴う雇用労働力の不足が深刻化しています。

中小家畜では、養豚が3戸、養鶏は5戸と戸数が少ない地域ですが、近年日本各地で発生している、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等を中心とする家畜伝染病は、発生農家のみならず畜産業全体に大きな影響を及ぼすことから、防疫体制の強化とともに、発生時の迅速な対応が極めて重要となっています。

〈 主な取組 〉

ア 飼料自給力の強化

(ア) 推進目標

畜産経営の安定のためには、自給飼料の生産と利用の拡大に取り組んでいく必要があります。

そこで、飼料生産の外部化に向け、自給飼料の生産を担うコントラクターを育成し、価格及び品質が安定した自給飼料の利用量を



を増やすことで、自給飼料の利用による飼料コストの削減を進め酪農経営の持

続的発展を目指します。

(イ) 推進方策

- ①自給生産に取り組むコントラクターの育成
- ②自給飼料の利用拡大による経営の安定化

イ 家畜の生産性向上と生産基盤の強化

(ア) 推進目標

子牛の育成技術の向上と飼養技術の改善及び性判別精液の利用等の繁殖技術の活用により、乳牛の生産性を向上させるとともに、優良な後継牛を確保することで、経営の安定を図ります。

また、スマート畜産技術の導入や作業の外部化により、労働負担を軽減し、担い手の確保や経営の安定的な継続を推進します。

さらに、地域の畜産の中核となる担い手を育成するため、経営改善に積極的に取り組む生産者に対して、補助事業の活用を通じて施設整備や機械導入等を進め、経営拡大を支援します。

(イ) 推進方策

- ① 育成及び飼養技術の改善による生産性能向上
- ② 性判別精液・受精卵の利用による優良後継牛の確保
- ③ 省力化機械の導入と作業の外部化による労働負担の軽減
- ④ 関係機関と連携した担い手の確保と経営の安定化

ウ 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

(ア) 推進目標

急性悪性伝染病の発生を防ぐため、家畜保健衛生所及び市町村と連携して、畜産農家に対して、飼養衛生管理基準に基づいた飼養管理方法を徹底するとともに地域の危機管理体制を強化します。

万が一発生した場合には、適切な防疫活動に努めるとともに、発生農場及び周辺農場の経営再建に向けた支援を行います。

(イ) 推進方策

- ① 家畜伝染病を防止するための、適正な飼養衛生管理方法の徹底
- ② 現地防疫活動及び管内で発生した場合の支援
- ③ 家畜保健衛生所及び市町村と連携した農家支援

(6) 森林・林業振興

〈 達成指標 〉

項 目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
森林整備面積	2.7ha/年	8.6ha/年

〈 現状認識 〉

令和元年房総半島台風等による倒木被害森林や松くい虫被害等により疎林化した海岸県有保安林等について、適切に復旧するとともに、災害に強い森林づくりを進める必要があります。

また、人工林の大半が本格的な利用期を迎えていることから、森林資源を循環利用しながら森林整備を進めることが重要な課題となっています。

このような状況の中、本県の森林は私有林率が高く、小規模な森林が多い等の理由で集約化が進みにくい状況にありますが、森林クラウド等の活用により業務の効率化・負担軽減を図りつつ、森林経営計画制度等を効果的に活用し、集約化に取り組む必要があります。

加えて、林業事業者は一般的に経営規模が小さく、生産効率や収益性が低いため、雇用・労働条件が他産業に比べて厳しい状況にあることから、林業事業者の経営基盤を強化する必要があります。

さらに、森林環境譲与税や森林経営管理制度の創設により市町村の役割が増しており、県による積極的な支援を行い、森林・林業施策を展開する必要があります。

〈 主な取組 〉

(1) 災害に強い森林づくりの推進

ア 推進目標

倒木被害森林の復旧や倒木被害の未然防止につながる森林整備等の支援、山地治山事業の推進や海岸県有保安林の整備・再生を行います。

また、林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。

イ 推進方策

- ① 関係機関との連携による既存事業や森林環境譲与税等を活用した森林整備の促進
- ② 海岸県有保安林の再生・整備
- ③ 山地治山事業の実施
- ④ 林地開発行為の適正化

(2) 森林資源の循環利用

ア 計画的な森林整備と人材育成

(7) 推進目標

林業事業体等における森林経営計画の策定を支援し、計画的な森林整備を促進します。

また、林業事業体の経営基盤強化・雇用環境の改善などにより、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を促進します。

(1) 推進方策

- ① 計画的な森林整備の推進
- ② 林業事業体の育成

イ 県産木材の利用促進

(7) 推進目標

多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進し、県産木材の需要を高めていきます。

また、森林整備により生産した木材の利用を促進するため、多様な販路の開拓を支援します。

(1) 推進方策

- ① 公共建築物等への県産木材の利用促進
- ② 多様な販路の開拓支援

ウ 適切な森林整備の促進

(7) 推進目標

二酸化炭素吸収など森林の公益的機能を強化するため、間伐や主伐後の確実な再造林を促進するとともに、海岸県有保安林における松くい虫防除対策やスギ非赤枯性溝腐病被害森林の再生を推進します。

また、森林クラウドで管理する森林簿や林相区分図等の資源情報等を活用し、林業事業体による森林経営計画の策定を支援することで、森林の集約化による効率的な森林整備を促進します。

さらに、林業の生産性の向上、業務の効率化・負担軽減を図るため、森林整備の低コスト化に必要な路網の整備やドローン、ICTの活用を進めます。

加えて、森林環境譲与税や経営管理制度を活用した市町村による森林整備の取組が円滑に進むよう、市町村間連携等も検討しつつ、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町村を支援します。

(4) 推進方策

- ① 森林の公益的機能を強化する整備の推進
- ② 森林の集約化による効率的な森林整備の促進
- ③ 林業の生産性の向上、業務の効率化・負担軽減への支援
- ④ 森林環境譲与税等を活用した、市町村における森林整備の取組を支援

エ 県民と森林の絆づくり

(7) 推進目標

市町村に配分される森林環境譲与税の使途については、森林整備のみならず、木材利用や普及啓発等、地域の特性を活かした幅広い取組に有効に活用されるよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町村を支援していきます。

また、里山の保全や海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を支援します。

さらに、県民が木材に触れる機会を増やし、森林や木材に対する理解の醸成を図るため、木育活動を支援します。

(4) 推進方策

- ① 地域の特性を活かした森林環境譲与税活用の支援
- ② 多様な人材による森林整備活動の促進
- ③ 木育活動の支援

3 長生地域の特色を生かした農村の活性化

(1) マーケティング活動の支援

＜ 達成指標 ＞

項 目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
管内主要直売所1箇所当たりの年間購入者数	74千人	81千人

＜ 現状認識 ＞

長生地域では、主力の農産物である米やトマト、ネギ、たまねぎ、葉たまねぎ、サラダ菜、アールスメロン、日本なしなどの園芸品目が生産されており、「ながいき」ブランドで親しまれています。長生農業協同組合から出荷され、卸売市場等で共同販売が行われるほか、個人や生産者のグループでは、20ヵ所以上ある地元の直売所、食品流通業者等との契約栽培、地方青果市場への出荷など、多様な販売チャネルを持ち、販売が行われています。

また、長生地域は都心から60～90分圏内にあり、都市と農山漁村との交流の場となる特色のある自然環境、観光施設・体験農園、宿泊施設、農産物直売所等、多くの地域資源があります。

これらの地域資源は、都市住民が農林業への理解を深める交流拠点であるとともに、農林業者自身がマーケティング活動を行う重要な拠点として、地域経済の活性化や農林業の発展に貢献しています。

＜ 主な取組 ＞

ア 長生地域産農林畜産物のプロモーション活動支援

(ア) 推進目標

市町村、長生農業協同組合、農産物直売所等と連携し、各市町村の産業まつりや県主催のイベント、ラジオ番組などを通じて、地域住民をはじめ、首都圏の消費者や流通関係者、飲食店や食品加工業者等に向けて、プロモーション活動を行い、認知度や購買機会の向上を目指します。

(イ) 推進方策

① 市町村、長生農業協同組合、農産物直売所等との連携による地産地消や贈答利用等の推進

- ② 多様な媒体を活用した効果的なプロモーション活動の実施

イ 農産物直売所等の活動支援

(ア) 推進目標

長生地域は、都市と農山漁村との交流の場となる特色のある自然環境や観光施設・体験農園、宿泊施設、農産物直売所、地域が育んできた伝統文化イベント等、多くの地域資源があります。

そこで、これらの魅力を都市住民等へ積極的にPRするため、メディア媒体等を通じた情報発信を行うとともに、集客に向けた取組を支援することにより、農産物直売所等の販売力アップにつなげます。

(イ) 推進方策

- ① 農産物直売所やイチゴや野菜の収穫など農林業体験施設等の情報発信
- ② 農産物直売所や農林業体験施設等の運営や集客への取組に対しての支援
- ③ 農産物直売所や農林業体験施設等の新型コロナウイルス対策の支援

ウ 6次産業化等の推進

(ア) 推進目標

6次産業化の推進は、農山漁村の所得向上や雇用の拡大につながり、地域の活性化に向け重要な取組となっています。

そこで、6次産業化の取組に必要な加工・販売施設の整備や販路確保等を支援することにより、地域農林畜産物を活用した取り組みを促進します。

(イ) 推進方策

- ① 6次産業化による新たな特産品の開発支援

エ 食育による「農」への理解の推進

(ア) 推進目標

健康、教育、農林水産業など幅広い分野の関係者と連携して、地域全体で食育活動を展開するとともに、食育の実践を地域に根ざしたものとするため、市町村食育推進計画の推進を支援します。

また、食育ボランティアや食育サポート企業の協力を得ながら、食育の実践を通じて地域農林業への理解と愛着を深めるとともに学校給食への地元農林産物の利用拡大を図ります。

(イ) 推進方策

- ① 「長生地域食育推進連絡会議」による食育事業の推進
- ② 市町村食育推進計画の更新への支援
- ③ 食育ボランティアや食育サポート企業による食育活動の促進
- ④ 学校給食への地元農畜産物の利用促進

(2) 食の安全・安心と環境にやさしい農業の推進

＜ 達成指標 ＞

項 目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
環境にやさしい農業の 取組面積	405ha	増加を目指す

＜ 現状認識 ＞

安全で安心な農林産物を安定的に供給するため、農薬取扱者に対し農薬の適正な使用や管理等について、情報の周知や確認検査を行うとともに、消費者が食品を購入する際に的確な情報を得られるよう、食品の適正な品質表示や米及び米加工品の産地情報の伝達等について、事業者等へ啓発指導を実施しています。

また、生産工程を適切に管理し農業経営の一層の発展につながるよう、GAP（農業生産工程管理）の取組について推進するとともに、安全な農林水産物の供給を確保する観点から、放射性物質モニタリング検査を実施します。

さらに、地域農林業の持続的な発展に向け、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全・安心な農産物を供給するため、県独自の制度である「ちばエコ農業」や有機農業の拡大等、環境にやさしい農業を推進しています。

＜ 主な取組 ＞

ア 生産者と消費者で築く食の安全・安心

(ア) 推進目標

安全で安心な農林産物を供給するため、農薬適正使用の研修会開催や農薬取扱者への立入検査・指導等を実施するとともに、生産者が土壌や養液の診断情報を基に肥料等の適正使用を遵守できるよう啓発指導を実施します。

また、「食品表示法」に基づく品質表示の適正化を図るため、食品販売店等を対象に定期的な巡回指導を実施するとともに、米及び米加工品の適正な流通を確保するため、関係機関等と連携して米穀事業者を対象に巡回調査等を実施します。

さらに、農林産物の生産工程を適切に管理して、消費者や市場の信頼を確保するため、食品の安全や自然環境の保全、生産者の労働安全や人権の保護に配慮するGAPの取組を継続できるよう推進します。

(イ) 推進方策

- ① 農薬・肥料等の適正使用の推進
- ② 食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進
- ③ 米トレーサビリティ法に基づく米穀等取引の適正化の推進
- ④ G A P の取組を継続できるよう支援

イ 農林産物の放射能物質への対応

(ア) 推進目標

農林水産物の安全性を確認し、適正な流通を図るため、定期的にモニタリング検査を継続して実施し、検査の結果は速やかに公表します。

(イ) 推進方策

- ①放射能物質のモニタリング検査の実施と検査結果の迅速な公表

ウ 環境にやさしい農業の推進

(ア) 推進目標

環境への負荷を軽減して持続可能な農業を展開するため、土づくりを基本とし化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした生産技術の普及を図るとともに、「ちばエコ農業」や「エコファーマー」の取組を進め、環境にやさしい農業を推進します。

また、地域内の耕畜連携の取組を支援し、家畜ふん堆肥の利用を拡大します。

(イ) 推進方策

- ① I P M 技術の取組推進
- ② 環境にやさしい生産技術の普及
- ③ 「ちばエコ農業」及びエコファーマーの取組推進
- ④ 耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用拡大支援

(3) 耕作放棄地・有害鳥獣対策

< 達成指標 >

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
農用地区域内における 荒廃農地の解消面積 ¹⁾	11.2ha	74.0ha

※ 1) 国の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」における長生地域の解消面積について、令和4年度から7年度の4か年の累計値74ヘクタールを目指します。なお、現状(令和2年度)の11.2ヘクタールは、単年度の実績値です。

<現状認識>

山間谷津田など耕作条件が悪い農地では、高齢化の進展や後継者等担い手の減少などにより、再生利用も困難な耕作放棄地が見られます。

また、耕作されている水田や畑でもイノシシによる被害が拡大しており、令和2年度のイノシシによる農産物被害額は、15,086千円となっています。

さらに、キョンやアライグマ等の特定外来生物の生息数も、年々増加の傾向にあると推測されており、これら有害鳥獣による農作物被害の拡大が懸念されています。

そのため、耕作放棄地の解消は、優良農地の保全はもとより、有害鳥獣による被害の軽減や地域環境を改善する面からも喫緊の課題となっています。

< 主な取組 >

ア 耕作放棄地の再生・利用促進

(ア) 推進目標

地域ぐるみでの農地保全管理活動や再生活動、農地の整備を推進するとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を促進します。

(イ) 推進方策

- ① 市町村等が実施する再生活動への支援
- ② 農地中間管理事業等を活用した農地集積・基盤整備の推進
- ③ 農業者や土地持ち非農家への啓発活動の促進

イ 有害鳥獣被害に対する防止対策の推進

(ア) 推進目標

地域住民及び関係機関が共通目標を持ち、防護柵の設置、捕獲をはじめ、有害鳥獣の住みかとなり得る耕作放棄地の発生抑制・解消など環境管理を行う総合的な被害防止対策を推進します。

(イ) 推進方策

- ① 科学的手法に基づく総合的被害防止対策の推進
- ② 耕作放棄地の解消支援
- ③ 市町村環境担当部課等をはじめ関係機関の連携強化による対策の効果的な推進

ウ 優良農地の確保保全

(ア) 推進目標

優良な農地は、貴重な生産基盤であるとともに、優れた農村景観を形成するものです。

農地の遊休化や違反転用は、集団的に利用されている周辺の優良農地の生産環境へ悪化を及ぼす要因となります。

そのため、農地法に基づき、市町村農業委員会が行う遊休農地対策を積極的に支援します。

また、市町村農業委員会をはじめとした関係機関と連携し農地転用制度の周知を徹底するとともに、違反転用については早期発見と迅速な是正措置に努めます。

(イ) 推進方策

- ① 農地転用制度の周知と適切な指導
- ② 市町村農業委員会が行う遊休農地対策への積極的な支援
- ③ 違反転用の早期発見と早急的な是正措置の実施
- ④ 優良農地の確保を前提とした農地転用の適切な指導

4 災害等への危機管理強化

＜ 達成指標 ＞

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
人的被害の防止対策を実施した防災重点農業用ため池 ^{※1} 数	36カ所	48カ所
災害に強い森林づくり推進面積(累計) ^{※2}	6.7ha	42.0ha

- ※1 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのある農業用ため池
- ※2 令和元年度からの、被災森林の復旧、森林整備による倒木対策、間伐、山地災害対策、海岸県有保安林の整備・再生面積の累計

＜ 現状認識 ＞

近年の気候変動に伴う自然災害、異常気象の発生は、農林業においても厳しく大きな影響があり、それに備えるための対策として、施設や森林の整備、営農を続ける上でのリスクマネジメント、BCP（事業継続計画）に基づく準備が必要となっています。

農業用施設については、老朽化した両総用水の施設の更新を図り、営農に必要な用水を確保するとともに、九十九里沿岸の排水機場の更新整備、農業用ため池における安全性の確保や、ため池下流での災害防止に向けた取組と対策が必要です。

令和元年房総半島台風では、強風により農業用施設（ため池・農業用ハウス等）や森林に大きな被害が発生しました。強風による樹木の風倒では、周辺のインフラ施設等（道路、送配電線等）へ被害が及びました。

そこで、近年の気象災害の激甚化・頻発化を踏まえて、被災森林の復旧を進めるとともに、風倒木による被害を未然に防ぐための森林整備や水源涵養などの公益的機能を強化するための間伐等、適切な森林整備が進むよう支援する必要があります。

さらに、松くい虫被害等により疎林化した海岸県有保安林等については、津波被害を軽減し飛砂や潮害から県民の生活を守るため、災害に強い森林として適切に復旧し再生していく必要があります。

また、安定した営農のためには、高温低温等の異常気象に関する長期予報、異常天候早期警戒情報等を利用しての対策、病虫害の発生予測等による適切な防除などのリスクマネジメント、BCPに基づく早期の復旧準備が求められます。

＜ 主な取組 ＞

ア 国土強靱化

(ア) 推進目標

大規模自然災害時に、地域の農林業、農地、森林での被害を低減し、迅速な復旧が図られるよう、以下の取組を進めます。

農業用水の安定的な確保を図るため、両総茂原南地区及び両総茂原西部地区の農業水利施設整備を進めます。

また、湛水被害防止の対策として、現在実施中の湛水防除事業一松地区及び白潟北地区、農村地域防災減災事業清水地区地盤沈下対策事業南白亀地区の整備を進めます。

森林・林業では、危険性や緊急性等を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進めるとともに、林業の生産活動を持続し、森林を適切に保全管理することを通じて森林の荒廃を防ぎます。

(イ) 推進方策

- ① 農業水利施設の整備のため農業農村整備事業の実施
- ② 山地治山事業の実施
- ③ 森林の荒廃化を防ぐため計画的な森林整備の推進

イ 災害に強い地域づくり

(ア) 推進目標

風水害など災害に強い地域づくりを実現するため、決壊した場合に下流域で人的被害が発生する恐れのある防災重点農業用ため池の防災対策を進めます。

さらに、水源のかん養、自然環境の保全など農業・農村の持つ多面的機能の維持、発揮に向けて、地域が共同で取り組む、農地、農道や水路の保全活動等を促進します。

森林・林業では、倒木被害森林の復旧や、インフラ施設周辺における倒木被害の未然防止につながる森林整備を支援するとともに森林の有する、県土保全、水源涵養、地球温暖化防止、降水の流出抑制など公益的機能を強化するため、間伐等の適切な森林整備を支援し、災害に強い健全な森林づくりを進めます。

また、津波の高さを考慮し整備を進めている砂丘について、適

切な維持管理を行い、所要の機能を確保していきます。砂丘背後の県有保安林については、津波に対する被害軽減効果も考慮しクロマツ等の植栽を進めます。

さらに、林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。

(イ) 推進方策

- ① 防災重点農業用ため池において、ハザードマップを作成、劣化状況評価を行うとともに、防災工事が必要と判断されたため池の防災対策に着手
- ② 多面的機能支払い制度を活用した地域活動の促進
- ③ 関係機関との連携による既存事業や森林環境譲与税等を活用した森林整備の促進
- ④ 海岸県有保安林の再生・整備
- ⑤ 林地開発行為の適正化

ウ 流域治水

(ア) 推進目標

国土交通省の流域治水プロジェクトにおいて、一宮川が二級河川プロジェクトに位置付けられ、令和2年度から市町村単位で取組の検討と実施が進められています。さらに、令和3年度には南白亀川の流域治水プロジェクトが定められており、以下の取組を進めます。

流域で実施が検討されている「田んぼダム」や「ため池の洪水調節」等の事例や情報の提供を行うとともに、多面的機能支払交付金制度を活用し、取組の実践に向け支援を行います。

農地や森林の有する水の流出抑制及び洪水被害軽減等の公益的機能の維持や発揮を図るため、適切な土地利用を進めます。

(イ) 推進方策

- ① 流域治水協議会において事例・情報を提供
- ② 多面的機能支払交付金（田んぼダム加算措置）等の活用
- ③ 適切な土地利用等の推進

エ 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、関係機関が連携し、生産者組織等へ感染予防対策を周知し現場での感染拡大を防止するとともに、コロナにより収入の減少など影響を受けた農業者

等に対し支援事業の活用推進を図ります。

オ 災害に対応できる経営管理への取組

気候変動や病害虫による収量減少・品質低下については、気象予測に基づく栽培警戒情報、風水害等の事前・事後対策情報、災害発生時の支援情報を提供するとともに、各種保険・収入保険・共済制度等の補償制度活用の啓発・推進を図ります。さらに、予測不可能な変化に伴うリスクにより、経営上必要となる資材・機械設備・資金の調達を進めます。

また、被害発生時の制度資金や補助事業の活用支援、災害発生時を想定した資金返済計画の立案支援に取り組みます。

カ 家畜伝染病に対する備え

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の急性悪性家畜伝染病の発生に備え、発生予防対策を講じるとともに、防疫体制の強化を進めます。

キ 危機管理体制の強化

知見のない病害虫の発生や災害等に対しても、速やかな情報収集と対応が出来るよう、市町村との情報共有体制を整備するとともに、災害発生の際に、迅速に対処できる体制を構築し、農林業の復旧・復興に取り組みます。